「子ども・被災者支援法」制定から5年

~実効性ある被害者救済に向けて~



原発事故 子ども・被災者支援法とは?



満田夏花

原発事故子ども・被災者支援法

2012年3月:与野党から相次いで、原発被害者の支援のための法律が提出

野党…「原子力被害からの子どもの保護」

与党…「被災者の生活支援等に関する施策の推進」

6月14日:一本化された法律が国会に提出

6月15日:参議院本会議で可決

6月21日:衆議院本会議で可決・成立

全国会議員が賛成!

6月27日:交付・施行

発被災者支援法案 きょ うにも成立

用次第だが、これで出発 災者や支援団体のメンバ 傍聴人席では福島県の被 参院本会議で可決され、 のは、環境団体「グリー 点に立てた」と評価する いが、画期的な内容。運 た。支援法案は十五日に 復興特別委員会が開かれ 鈴木かずえさんだ。 ンピース・ジャパン」の 法案は超党派による議 が質疑を見守った。 十九日午後、衆院震災 「あまり知られていな 作成の過程で

守る福島ネットワーク」のメンバーら= 傍聴人席で質疑を見つめる

「子どもたちを放射能から

放射能汚染に見舞われた福島の子どもや住民の生活を 「原子力事故による子ども・被災者支援法案 うにも衆院本会議で可決、 成立する運びだ。 は学校生活で高い放射線量を受忍させようとし 福島の親たちが撤回させたうえ、 (出田阿生、 中山洋子)



避難指示の有無にかかわ こと。警戒区域など国の らず、避難した人に住宅 や仕事のあっせんなど生 「避難の権利」を認めた 画期的な点は、住民に 援を行う。 にも医療や被ばく量を減 故が原因ではないことが らす子どもも支援する。 らすための保養などの支 また、福島第一原発事 親と離れて暮

まで「出発点」という。

ただ、この法案はあく

決めた」と答弁すると、 う値は十分低いと考えて

傍聴人席から「ええ」

っ」という声が漏れた。

けられる一内容だ。

子どもや胎児だった場合

官は「国際基準などを参 北郷圭朗・経産大臣政務だ」との意見が出たが、

一生涯医療支援を受

考に、

年間二〇″ッ約とい

も含まれる。事故当時、

ストレスによる健康被害

支援の対象地域は「放射

も守れ」

記されていない。

いわば

美和さん(回)=西郷村= 島ネットワーク」の地脇

は「法律の理念を、どう

「理念法」なのだ。

大人も対象となるとは明 も・妊婦が主眼となり、

たちを放射能から守る福

傍聴していた「子ども

定められていない。子ど

あるだけで、具体的には

示の基準を下回っている 線量が政府による避難指

一定の基準以上」と

どう具体化 法律の理念

ことは可能」と答えた。 参院議員(同) では大人を対象に含める 要望はもっともで、 避難指示が出なかった。 飯舘村には一カ月後まで を大量に被ばくさせた。 生かさず、浪江町の住民 は米エネルギ した放射線量のデータを に」という吉野正芳委員 (自民) には、提案者の 人、福島選出の森雅子 また国による線引きで 特別委で「大人も対象 -省が実測 が「政府 法案 する放射線値が本当なの に飛び出し、行政が公表びに、線量計を持って外 る。 放射性物質が出続けてい 発事故は収束せず、 苦悩が分かってない。 談を受けたばかりだ。 どもがいまだに鼻血を出 から コ三人の小学生の子 す。最近も同じ村の母親 かが勝負どころ」と話 具体的に施策にしていく ュースや地震が起きるた し続けて不安」という相 「野田首相は被災地の 私たちは汚染水のニ



んの応援をいただ 句を言われることが多い 郁子参院議員(民主)が 法ができる。 原発事故から一年三カ 法案は、川田龍平参院 この法案ではたくさ 共同提案した谷岡 ようやく支援

都圏でも悩む保護者は多 用されると分かった。首がある他の自治体にも適 とも対象者は福島県だけ 来た女性(言)は「少なく になる。対象が限定され 美さんは「具体的に施策 ちを放射能から守る全国 ないようにしないと」 と これに対し「子どもた 多くの人に法案を知 方、さいたま市から ホットスポッ ・ク」の近藤波 党派超え 重ねた協議

> と宣言し直す必要があっ していた。被災者を主体不尽だという思いを共有

に考えることを、きち

た」と説明する。

被害の立証

はなく「国」にさせると う立証責任を、 見を反映」させるとも明 体的な内容に被災者の 故による被害であるとい 裁判の反省から、原発事法案では、公害や薬害 た。さらに「施策の たことも大きな前進だ 国側に責任 被害者で

手に質問を聞く平野復興相

苦渋の思いもあった。

が、どんな法案なのか。

議員と協議を重ねてきた

活支援をすると定めた。

明らかな病気やけが以外

が制限されない。

一『紅以下を目指すべ

医療費を減免する。

避難しない人

「国の不作為で被ばくの

基準は年1 シッ添に」

2012年6月20日東京新聞

与党が被災者や市民団体や妊婦を守る法案」と、 の要望を参考にまとめた 伝案」を参院震災復興特 つくった野党の「子ども議員(みんな)を中心に 原発被災者の生活支援 が原動力になった」 んな方々への申し訳なさ れている人々がいる。そ に、子どもらしさを奪わ 短く大切な子ども時代 危険にさらされている。 実際、被ばく防止をめ審議を翌日に控えた上

国民の信頼を大きく損ね 文部科学省は昨年四月

振り回したり、被害の立谷岡議員は「被災者を 別委で一本化したもの

ぐる政府の無策ぶりは

証責任を負わせるのは理

「年二〇『齊」と通知 守る法律徒の被ばく量の限度を 「福島の

て協力を求めた。

法案の趣旨を説明し

デスクメモ

い」と訴えた。

という立法者の意図を

し、法案の趣旨を説明し 五年、十年後に顕在化す横路孝弘衆院議長に面会 ほしい。被ばくの影響は 示解除準備区域」に再編 衆院震災復興特別委の 「福島の子どもたちを は、成人していることも 法案づくりを陰で支 十分考えられる。将来に 範囲が重要で、 わたる医療費も支援する 対以下の基準は守って 国際環境団体「Fo被災者支援を続けてい 治療を受けるときに

「支援対象となる地域のE」の満田夏花さんもる国際環境団体「Fゥ 援や避難支援などを保障 していく必要がある」

校庭の表土除去や なかった。理念を実現す 援を書き込むことはでき

以下なら住んでも

て独り歩きし、

_ _

は避難区域の目安と

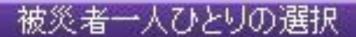
だが、この年間二〇

除染が進められてきた。

一十七日に撤回し、

特徴~選択する権利

- 「放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」 (第一条)
- ・「被災者一人一人が、居住、他の地域への移動 及び移動前の地域への帰還についての選択を自 らの意思によって行うことができるよう、被災 者がそのいずれを選択した場合であっても適切 に支援」(第二条2)



居住する

避難する

帰還する





支援

「国の責任」

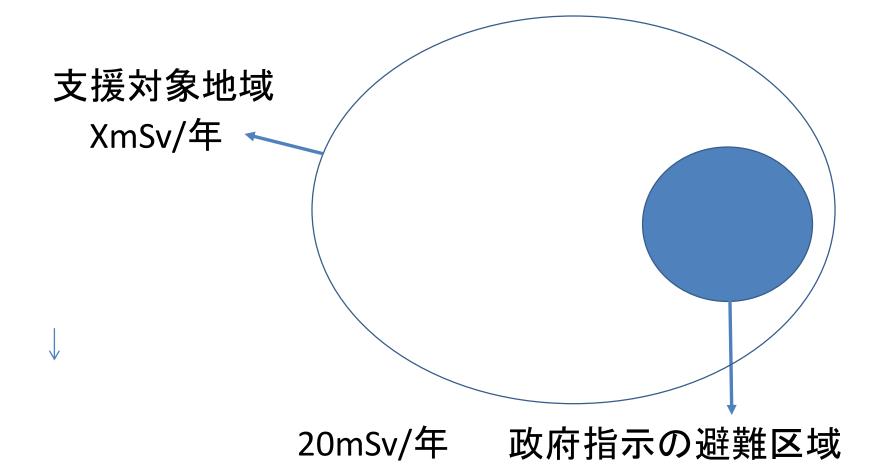
「国は、原子力災害から国民の生命、身体及び 財産を保護すべき責任並びに<u>これまで原子力政</u> 策を推進してきたことに伴う社会的な責任を 負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっ とり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。」

(第3条)

支援対象地域

支援対象地域=その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域(第八条第一項)

いままでの政府指示の避難区域よりも広い地域を「支援対象地域」として指定



賠償・支援の 対象

- 避難費用(交通費、引っ越し代、宿泊費など)
- 避難が理由の生命・身体的損害
- 検査費用
- 精神的損害
- 収入の減少、財産の減少 など

被災者支援の内容① 支援対象地域に住む被災者

医療の確保、子どもの就学等援助、家庭・学校等における食の安全確保、自然体験活動等の施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援、除染、学校給食等についての放射性物質の検査など

被災者支援の内容② 支援対象地域から避難した被災者

移動の支援、移動先における住宅の確保、学習等の支援、就業の支援、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることへの支援、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

被災者支援の内容③ 帰還する被災者への支援

移動の支援、住宅の確保に関する施策、就業の 支援に関する施策、地方公共団体による役務の 提供を円滑に受けることへの支援、家族と離れ て暮らすこととなった子どもに対する支援

放射線による健康被害に関する 調査や医療の提供

- ・第十三条第二項では、被災者の定期的な健康診断、とくに子どもたちが生涯にわたっての健康診断を規定
- ・第十三条第三項では、医療費減免について規定

医療費減免(第13条第3項)

国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(<u>東京</u>電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。)を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。(第十三条第三項)

「支援法」の問題点

・「支援対象地域」の定義ができなかった …「一定」の線量以上20ミリ以下

・具体的な施策を「基本方針」に …官僚のサボタージュを許した

2013年10月に、「支援法」を骨抜きにする「基本方針」の閣議決定

2013年10月基本方針の策定

子ども被災者支援法基本方針(案) 概要

ポイント

支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

1 施策推進の基本的方向性

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い 生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づ く支援により、被災者が安心して生活できるようにする。

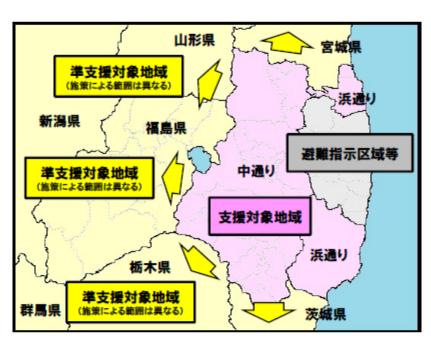
2 支援の対象地域

(1)支援対象地域

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通 り・浜通り(避難指示区域等を除く)を法第8条に基づく 「支援対象地域」とする。

(2) 準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で 支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支 援対象地域」を定める。



※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

3 施策の基本的事項

被災者支援施策パッケージ(平成25年3月15日発表)に盛り込んだ施策のほか、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、自然体験活動、民間団体を活用した被災者支援といった施策について拡充・検討予定。

「一定の線量」を「相当な線量」に言い換え

【子ども・被災者支援法】 支援対象地域=「一定の線量」以上、20ミリ以 下

【子ども・被災者支援法 基本方針】 支援対象地域=避難指示区域から連続しており、 相当の線量の地域

これまでの取組を拡充(検討中を含む)する施策の例

福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握

- ・これまでの福島県民を対象とした外部被ばく線量 等の調査のほかに、福島近隣県における 個人線量計による外部被ばく状況の把握。
- 福島近隣県を含めた健康管理に関する支援の在り方を検討するための有識者会議を開催。

自然体験活動の充実

子どもが屋外でのびのびと活動できるようにするため、今後、学校等が行う自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか、新たに福島県外についても支援を検討。



民間団体を活用した被災者支援の拡充

福島県から県外へ避難した被災者に対し、

- 避難元・避難先に関する情報提供
- ・避難者からの相談対応

などの事業を、NPO等民間団体を 活用して新たに実施。



学校給食の放射性物質検査の実施地域の充実

学校給食のより一層の安心確保のため、 学校給食の放射性物質の検査を行う。

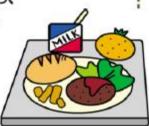
(対象地域)

青森県・岩手県・宮城県・福島県・

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・

千葉県・新潟県・長野県

※ 本年7月において9県から11県に充実



住宅についての支援拡充

- 借上住宅(民間賃貸住宅等を活用した 応急仮設住宅)の供与期間を、全国で 平成27年3月末まで延長。
- 支援対象地域に居住していた避難者の 公営住宅への入居の円滑化を支援。



就労支援施策の拡充

マザーズハローワークの充実や、民間 事業者を活用した長期失業者支援の拡 充により、避難者が多い地域における 就職支援の強化を検討。



市民団体27団体による声明

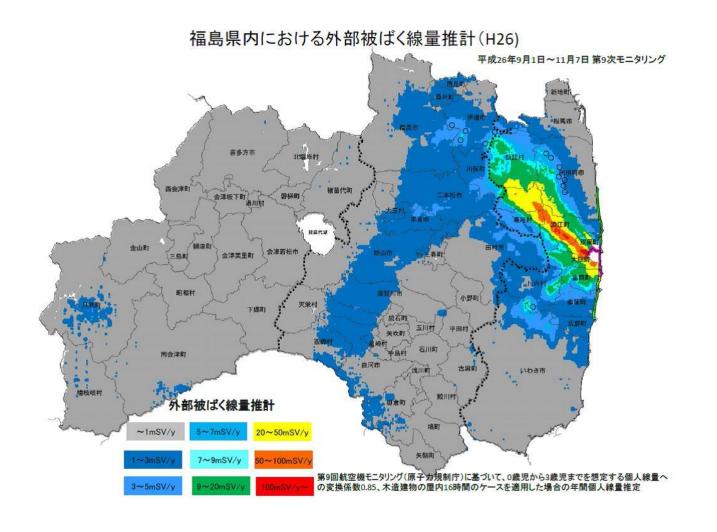
- 1. 基本方針案に被災者の声を実質的に反映すべき。公聴会を開催すべき
- 2. 無視された「一定の基準」/狭すぎる支援対象地域
- 3. 実体のない「支援対象地域」とまやかしの「準支援地域」
- 4. 「避難」に対する新規施策が欠落
- 5. 色濃い「帰還」促進政策

2015年基本方針改定

「空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当である」

(パブリックコメントの結果、「新た に」という言葉が追加された)

避難指示区域以外から 「新たに」避難する状況にはない



日本とチェルノブイリとの比較

汚染地域での追加被ばく線量と 居住可能性に関する考え方の比較

チェルノブイリ	3.7万ベクレル/m²以上の汚染地域で適用される年間被ばく量の規定					
	居住可能地域		居住の認められない地域			
	社会経済的 特典	移住権 の保障	義務的 移住	立入禁止(居住禁止)		
יי	~1mSv	1~5mSv	5mSv超	_		
日本	~1mSv		1~20mSv		20~50mSv	50mSv超
	除染の 長期目標	汚染状況重点調査地域 および 避難指示解除(準備)地域			居住制限 区域	帰還困難 区域
	居住可能地域				居住の認められない地域	

*日本では、土壌汚染による居住可能性の区分はない

吉田由布子さん講演資料より